

新宿区 中小企業向け

制度融資のご案内

令和 7 年 4 月～

新宿区中小企業向け制度融資とは

新宿区の中小企業向け制度融資は、区内中小企業者の皆さんが必要な事業資金を低利で受けられるように、取扱金融機関に対して融資のあっせんをする制度です。金融機関等の審査を経て融資が決定した場合、区から利子補給や信用保証料の補助（一部の資金を除く）を受けることができます。なお、融資実行の可否は金融機関が決定します。

面談は
予約制です

本制度を利用できる中小企業者等（基本 3 要件）

- 1 (1) 法人は、次の要件をいずれも備えていること
 - ①区内に本店（営業の本拠、以下同じ）があり、区内で同一事業を引き続き 1 年以上営業しており、かつ本店登記が登記日から 1 年以上区内にあること
 - ②本店と本店登記が区内の同一所在地にあること（バーチャルオフィスは対象外）
 - (2) 個人は区内に事業所（営業の本拠、以下同じ）があり、区内で同一事業を引き続き 1 年以上営業していること（個人事業主で区内在住 1 年以上の場合は東京都内の事業所も可）
- ※ (1)、(2) とも、1 期以上確定申告を行っていて、面談時に納税証明書等を提出できることが条件となります。
- 2 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること
- ※ 許認可・届出等を要する事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要です。
- 3 住民税、事業税を滞納していないこと

※ 融資の種類によって要件が異なります。1～6 ページの「融資の対象者」をご覧ください。

個人は従業員数、法人は資本金か従業員数のいずれか一方が下記の表に該当することが必要となります。（会社役員、家族従業員は従業員数には入りません）

業 種	資 本 金	従 業 員 数
製造業、建設業、不動産業 その他の業種	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下
小売業・飲食業	5,000 万円以下	50 人以下
医療法人等	—	300 人以下

※ 組合の場合は、当該組合が保証対象事業を営んでいるか、その構成員の3分の2以上が保証対象事業を営んでいること

※ NPO 法人の場合、資本金の概念がないことから、従業員数が該当していればご利用いただけます。

1

新宿区中小企業向け融資一覧（令和7年4月～）

融 資 の 種 類		資 金 使 途	借 換	貸 付 限 度 額	金利 (固定)	金利 本人負担	金利 区負担	貸付期間 (うち据置期間)	融 資 の 対 象 者	信用保証料 の補助	返済方法
一 般 融 資	商工業資金	■ 運転資金	○ 注1	1,500 万円	1.8 % 以下	1.8 % 以下	なし	7 年以内 (6 か月以内)	表紙記載の基本 3 要件に該当する中小企業者	1/2 補助 (上 限) (26万円)	元金均等月賦返済または期日一括返済 (期日一括返済の場合の貸付期間は6か月以内)
		■ 運転・設備資金の併用		2,000 万円				9 年以内 (6 か月以内)			
		■ 設備資金		2,000 万円							
	小規模企業資金	■ 運転・設備資金	○ 注1	750 万円	1.8 % 以下	0.6 % 以下 (貸付金利の 1/3)	1.2 % 以下 (貸付金利の 2/3)	6 年以内 (6 か月以内)	表紙記載の基本 3 要件に該当し、かつ従業員の数が 20 人 (卸売業・小売業・サービス業注2は 5 人) 以下等、中小企業信用保険法で定める小規模企業者 (P8「利用の制限について」参照) のいずれかに該当すること	1/2 補助 (上 限) (26万円)	
	小規模企業特例資金 (小口)	■ 運転・設備資金	○ 注1	2,000 万円	1.8 % 以下	0.9 % 以下 (貸付金利の 1/2)	0.9 % 以下 (貸付金利の 1/2)	6 年以内 (6 か月以内)	次の(1)～(3)の条件をすべて満たす者 (1) 表紙記載の基本 3 要件に該当すること (2) 従業員の数が 20 人 (卸売業・小売業・サービス業注2は 5 人) 以下等、中小企業信用保険法で定める小規模企業者 (P8「利用の制限について」参照) のいずれかに該当すること (3) 今回申請する融資の保証額を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が、2,000 万円以下であること ※本資金は全国統一の保証制度に準拠したもので東京信用保証協会が信用リスクを 100% 保証します。 ※NPO 法人は、医業を主たる事業としている場合を除き、対象外です。	[都] 1/2 補助 (上 限) (なし)	
	経営応援資金	■ 運転・設備資金	—	500 万円	1.8 % 以下	0.9 % 以下 (貸付金利の 1/2)	0.9 % 以下 (貸付金利の 1/2)	5 年以内 (6 か月以内)	表紙記載の基本 3 要件に該当し、かつ申込月の直近 3 か月間または 6 か月間における売上高または営業利益が前年同期と比較して減少している中小企業者	1/2 補助 (上 限) (26万円)	
	店舗改装資金	■ 店舗の内装・外装の工事	—	1,500 万円	1.8 % 以下	0.9 % 以下 (貸付金利の 1/2)	0.9 % 以下 (貸付金利の 1/2)	8 年以内 (6 か月以内)	表紙記載の基本 3 要件に該当し、小売業・サービス業等の店舗を有しており、当該事業を主たる事業注3として区内で引き続き 1 年以上営んでいる中小企業者	1/2 補助 (上 限) (26万円)	
	商工業年末特別資金	■ 年末時の運転資金	—	300 万円	1.7 % 以下	0.85 % 以下 (貸付金利の 1/2)	0.85 % 以下 (貸付金利の 1/2)	11 か月以内 (1 か月以内)	表紙記載の基本 3 要件に該当する中小企業者 申込み受付期間：10 月 1 日～ 11 月 30 日	全額補助	
債務一本化資金	■ 区制度融資の既存債務返済 ■ 運転・設備資金	○	2,000 万円	1.8 % 以下	0.9 % 以下 (貸付金利の 1/2)	0.9 % 以下 (貸付金利の 1/2)	10 年以内 (据置なし)	表紙記載の基本 3 要件に該当し、かつ次の(1)～(5)の条件を全て満たす中小企業者 (1) 一本化するすべての対象債務が新宿区の制度融資であること (2) 一本化するすべての対象債務が東京信用保証協会の保証付きであること (3) 一本化する対象債務が 2 本以上あること (1 本のための債務の借換は不可) (4) 一本化するすべての対象債務について、約定返済 (元金返済) を 12 回以上継続して行っていること (延滞や据置が発生した場合は、その後の最初の償還から約定返済を 12 回以上継続して行っていること) (5) 一本化することにより、月々の元金返済負担額が現在より減少すること	1/2 補助 (上 限) (40万円)	元金均等月賦返済	

※運転資金とは…商品・原材料の仕入れ、人件費の支払いなど
設備資金とは…機械・車両の購入、工場・店舗の建築など
(注意) 設備資金の場合、支払いが融資の実行後となることが前提となります。
※生活資金、納税資金、投機資金は対象となりません

注1 借換可能な既存債務は同資金に限りです。また借換のみの申込みはできません。
注2 サービス業の内、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅行業、宿泊業、娯楽業、旅館業は 20 人以下となります。
注3 「主たる事業」とは、最近 12 か月の売上高構成比の中で一番高い業種となります。(業種別に売上高構成比の確認資料が別途必要になります)

融 資 の 種 類		資 金 使 途	借 換	貸 付 限 度 額	金利 (固定)	金利 本人負担	金利 区負担	貸付期間 (うち据置期間)	融 資 の 対 象 者	信用保証料 の補助	返済方法										
創業等 融資	創業資金	■ 創業時の 運転・設備資金	—	2,000 万円 (条件により限度額が変わります。 「融資の対象者」をご覧ください。)	1.8 % 以下	0.2 % 以下	1.6 % 以下	7 年以内 (12 か月以内)	融資実行のとき、次の(1)～(4)のいずれかの条件を満たし、東京信用保証協会の保証対象業種の事業を営み、住民税・事業税を滞納していない者。法人の場合は、本店（営業の本拠）と本店登記を区内の同一所在地に置くこと。個人の場合は、事業所（営業の本拠）を区内に置くこと（区内在住 1 年以上の場合は東京都内の創業も可）。 <table><tr><th>条 件</th><th>貸付限度額</th></tr><tr><td>(1) 現在、事業主ではなく、法人または個人で創業しようとする者</td><td>1,000 万円</td></tr><tr><td>(2) 分社化しようとする者（分社化を計画している親会社への融資）</td><td>1,500 万円</td></tr><tr><td>(3) 法人または個人で創業し、5 年未満の者</td><td>2,000 万円</td></tr><tr><td>(4) 分社化により創業し、5 年未満の者（分社化した子会社への融資）</td><td>2,000 万円</td></tr></table>	条 件	貸付限度額	(1) 現在、事業主ではなく、法人または個人で創業しようとする者	1,000 万円	(2) 分社化しようとする者（分社化を計画している親会社への融資）	1,500 万円	(3) 法人または個人で創業し、5 年未満の者	2,000 万円	(4) 分社化により創業し、5 年未満の者（分社化した子会社への融資）	2,000 万円	1/2 補助 (上 限) 26万円)	元金均等月賦返済
	条 件	貸付限度額																			
(1) 現在、事業主ではなく、法人または個人で創業しようとする者	1,000 万円																				
(2) 分社化しようとする者（分社化を計画している親会社への融資）	1,500 万円																				
(3) 法人または個人で創業し、5 年未満の者	2,000 万円																				
(4) 分社化により創業し、5 年未満の者（分社化した子会社への融資）	2,000 万円																				
技術・事業 革新資金	■ 技術・事業革新 のための 運転・設備資金	—	1,500 万円	1.8 % 以下	融資の対象者 (1)の場合は 0.6 % 以下 (貸付金利の 1/3) (2) (3)の場合は 0.9 % 以下 (貸付金利の 1/2)	融資の対象者 (1)の場合は 1.2 % 以下 (貸付金利の 2/3) (2) (3)の場合は 0.9 % 以下 (貸付金利の 1/2)	6 年以内 (6 か月以内)	表紙記載の基本 3 要件に該当し、かつ次の (1)～(3) いずれかに該当する中小企業者 (1) 技術・事業革新 …中小企業等経営強化法の承認等を受けた事業を行う者 (2) 事業転換（計画段階または転換後 1 年未満の者） 現在行っている事業の売上（生産・取引額）の一部または全部を廃止・縮小し、転換先の事業が転換後2年以内に全売上高の 3 分の 1 以上を占める事業を行おうとしている者、または行っている者 (3) 事業多角化（計画段階の者） 新たな事業が、多角化後 2 年以内に全売上高の 1 割以上見込める者	1/2 補助 (上 限) 26万円)												
政策 融資	環境保全資金	■ 運転・設備資金 (融資の対象者(1)、(2))	—	500 万円	1.8 % 以下	0.6 % 以下 (貸付金利の 1/3)	1.2 % 以下 (貸付金利の 2/3)	5 年以内 (6 か月以内)	表紙記載の基本3要件に該当し、かつ次の(1)～(3)のいずれかに該当する中小企業者 (1) 再生可能エネルギー電力等への切り替え（再生可能エネルギー比率は問わない）を実施している者 (2) 融資紹介申込年度にJクレジット取引を行った者 (3) 区内に環境の保全・改善の対象となる施設等を有しており、本資金の使途がアスベスト等の公害対策、東京都指定低公害車・低燃費車 ^{注1} の購入、顧客のための受動喫煙防止装置の購入、バリアフリー化への対応等のいずれかに該当する者	全額補助	(期日一括返済の場合の貸付期間は6か月以内) 元金均等月賦返済または期日一括返済										
		■ 環境保全等のための運転・設備資金 (融資の対象者(3))																			
	ワーク・ライフ・ バランス企業 応援資金	■ 運転・設備資金	—	500 万円	1.8 % 以下	0.6 % 以下 (貸付金利の 1/3)	1.2 % 以下 (貸付金利の 2/3)	5 年以内 (6 か月以内)	表紙記載の基本 3 要件に該当し、かつ新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度に基づき、同申請書を新宿区（男女共同参画課）に受理された中小企業者、または「次世代育成支援対策推進法」に基づき、「一般事業主行動計画」を策定し、厚生労働省（東京労働局雇用環境・均等部）に届け出た中小企業者 ※「一般事業主行動計画」の計画期間が満了している場合は利用できません。	全額補助											
	情報技術 活用促進資金	■ IT化のための 情報関連機器等の 運転・設備資金	—	500 万円	1.8 % 以下	0.6 % 以下 (貸付金利の 1/3)	1.2 % 以下 (貸付金利の 2/3)	5 年以内 (6 か月以内)	表紙記載の基本 3 要件に該当する中小企業者 ※運転資金の場合は、導入時に一時的に必要な運転資金に限ります。	1/2 補助 (上 限) 26万円)											
	振興資金 地場産業	運転資金	■ 運転資金	—	1,000 万円	1.8 % 以下	0.9 % 以下 (貸付金利の 1/2)	0.9 % 以下 (貸付金利の 1/2)	6 年以内 (6 か月以内)	表紙記載の基本3要件に該当し、染色業または印刷・製本関連業を主たる事業 ^{注2} として区内で引き続き 1 年以上営んでいる中小企業者 ※制度融資上の印刷・製本関連業 印刷、製版、製本、断裁、折り本、のり付け等の印刷・製本に直接関連した加工を行う業種（印刷ブローカー、出版、デザイン、紙加工品等の業種は該当しません）		1/2 補助 (上 限) 26万円)									
運転設備資金		■ 運転・設備資金 の併用	—	1,500 万円	8 年以内 (6 か月以内)																
設備資金		■ 設備資金	—	1,500 万円																	

※運転資金とは…商品・原材料の仕入れ、人件費の支払いなど
設備資金とは…機械・車両の購入、工場・店舗の建築など
(注意) 設備資金の場合、支払いが融資の実行後となることが前提となります。
※生活資金、納税資金、投機資金は対象となりません

注 1 東京都指定低公害車・低燃費車は下記のページより確認してください。
<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/vehicle/sgw/pollution/use.html>

注 2 「主たる事業」とは、最近 12 か月の売上高構成比の中で一番高い業種となります。
(業種別に売上高構成比の確認資料が別途必要)



融 資 の 種 類			資 金 使 途	借 換	貸 付 限 度 額	金利 (固定)	金利 本人負担	金利 区負担	貸付期間 (うち据置期間)	融 資 の 対 象 者	信用保証料 の補助	返済方法
商店街融資	商店会 共同事業資金	中元	■ 中元・年末売出等のための資金	—	200 万円	金融機関 所定金利	所定金利 から 区負担を 引いた 金利	1.0 % 以下 (貸付金利の 1/2)	5 月 ～ 9 月	区内の商店会及び商店街振興組合	補助なし	期日一括返済
		年末			250 万円				10 月 ～ 2 月			
	商店街空き店舗 活用支援資金		■ 空き店舗を借りて創業する時または新たに店舗・事務所を開設する時の運転・設備資金	—	2,000 万円	1.8 % 以下	なし	1.8 % 以下	8 年以内 (12 か月以内)	現在、事業主でなく、これから創業しようとする者で次の(1)～(3)の条件をすべて満たす者 (1) 3 ページの「創業資金」の対象者であること (2) 区内の商店街にある空き店舗を借りて創業すること (3) 区長の認める商店会もしくは商店街振興組合に加入、または加入の申込みをしていること	全額補助	元金均等月賦返済
			■ 貸し出す空き店舗の内装・外装の工事									
商店街融資	魅力ある商店街 づくり資金		■ 商店街の整備及び活性化のための資金	—	2,000 万円	1.8 % 以下	0.9 % 以下 (貸付金利の 1/2)	0.9 % 以下 (貸付金利の 1/2)	7 年以内 (6 か月以内)	区内の商店会及び商店街振興組合 ※カラー舗装、街路樹、案内板及び街路灯設置等の共同事業資金に限ります。	補助なし	元金均等月賦返済または期日一括返済 (期日一括返済の場合の貸付期間は6か月以内)

※中小企業団体事業資金（事業協同組合等を対象とする融資）については産業振興課にお問い合わせください。

※運転資金とは…商品・原材料の仕入れ、人件費の支払いなど
設備資金とは…機械・車両の購入、工場・店舗の建築など
（注意）設備資金の場合、支払いが融資の実行後となることが前提となります。
※生活資金、納税資金、投機資金は対象となりません

空き店舗とは

区内の商店街にある 1 か月以上商業活動を行っていない店舗・事務所（倉庫等は不可）のことをいいます。
当該資金は親族、生計同一者等に空き店舗を借りる場合または貸す場合は利用できません。

新宿区商店街空き店舗
検索サイトのご案内

新宿区では区内商店街にある空き店舗について下記の検索サイトより情報提供しています。

商店街空き店舗活用支援資金を利用の際に活用できます。
(業種や場所によっては商店会に加入できない場合があります)

<http://shinjuku-akitenpo.info/>



2 融資あっせんの申込みから融資実行後までの流れ

申込みについて

融資あっせんの申込み

- ①申込書(新宿区 HP からダウンロード可)に必要事項を記入し、その他必要書類(9、10 ページ参照)をそろえます。
②面談の予約をします。(電話予約可)
③予約した日時に、必要書類をすべて持って面談を受けます。(必要書類に不備があると再面談になる場合があります)
- (2) 面談終了後、紹介状を受け取り、1か月以内に借入希望金融機関(制度融資取扱金融機関<11 ページ参照>)に行き、融資の申込みをします。

創業資金、技術・事業革新資金、商店街空き店舗活用支援資金の申込みを希望される方へ

上記資金については、複数回面談を受けていただきます。申込みには、各資金専用の申込書等(産業振興課で配布しているほか、区 HP からダウンロードが可能です)が必要です。



区の面談について(予約制)

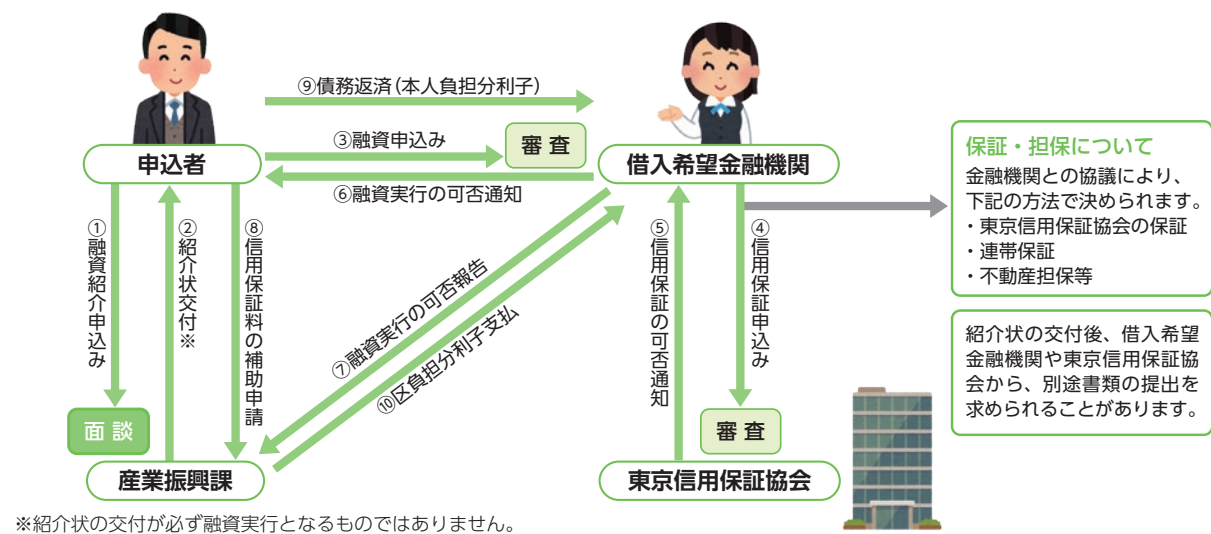
予 約 先：産業振興課 TEL：03-3344-0702 (当日予約不可)

面談場所：新宿区西新宿 6-8-2 BIZ 新宿(区立産業会館)4 階 産業振興課 (新宿区役所本庁舎ではありません)

面談日時：月～金曜日(祝日等を除く) 9:00～ 10:00～ 11:00～ 13:00～ 14:00～ 15:00～
(面談は 1 時間です)

また、債務一本化資金、創業資金、技術・事業革新資金、商店街空き店舗活用支援資金は以下の時間に限ります。

月～金曜日(祝日等を除く) 9:00～ 10:00～ 13:00～ 14:00～ (面談は 2 時間です)



※紹介状の交付が必ず融資実行となるものではありません。

東京信用保証協会とは

東京信用保証協会は、中小企業者が金融機関から事業資金を借入れる際に、保証人となって企業の信用力を補完することにより、中小企業者の借入れを容易にし、金融の側面から支援する公的機関です。個々の保証に際しては、申込者の資金の使途、返済能力等を総合的に判断して信用保証の可否や保証金額を決定します。

※全ての業種が東京信用保証協会の保証対象業種ではありません

責任共有制度とは

平成 19 年 10 月より東京信用保証協会の信用保証に「責任共有制度」が導入されました。中小企業者が事業資金を借入れる際に原則として東京信用保証協会が 80%、金融機関が 20%の割合で信用リスクを負担します。ただし、小規模企業者に対する少額の融資(小規模企業特例資金)等は、東京信用保証協会が信用リスクを 100%保証します。

【問い合わせ先】 東京信用保証協会 新宿支店 TEL03-3344-2251

融資実行後について

利子補給

- (1) 利子補給のある資金の融資を受けた事業者は区の負担分を除いた利子を金融機関に支払います。区は金融機関へ区負担分の利子を支払います。融資を受けた事業者から区への手続きは不要です。
※平成 26 年度以前の制度融資と利子の支払方法が変更になっていますのでご注意ください。
- (2) 区は各資金の貸付期間を限度として利子補給を行います。次の場合は利子補給を中止します。(利子補給中止要件に該当した場合、その理由を解消しても利子補給は再開されません。また、利子補給金に過払いが発生した場合、金融機関から過払金の請求があります)

利子補給中止要件

- | | |
|---------------------------------|--|
| ①事業を休業または廃止したとき | ⑦代位弁済があったとき |
| ②法人の場合は本店、本店登記を区外に移したとき | ⑧ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定取消等があったとき
(ワーク・ライフ・バランス企業応援資金の場合) |
| ③法人の場合は、本店と本店登記が同一の所在地ではなくなったとき | ⑨暴力団員等に該当したとき |
| ④個人の場合は、事業所、住民登録をいずれも区外に移したとき | ⑩区が補助金の返還を命じた場合において、返還期限を超えてもなお、これを返還しないとき |
| ⑤申込み内容に誤りがあったとき | ⑪区が求める調査等に応じないとき |
| ⑥繰上完済をしたとき | ⑫その他区長が必要と認めたとき |

- (3) 利子補給中止日以降も債務返済がある場合は、事業者が本人負担分と区負担分を合わせた利子を金融機関に支払います。

信用保証料の補助

- (1) 新宿区制度融資を利用して、東京信用保証協会の保証付きの融資を受けた場合、信用保証料補助の対象となります。
※一部対象外の資金があります。 ※信用保証料を分割して東京信用保証協会へ支払った場合は、信用保証料補助の対象外となります。また、条件変更により支払った変更保証料も補助の対象外となります。
補助率等は新宿区中小企業向け融資一覧 1～6 ページの「信用保証料の補助」欄をご確認ください。
- (2) 信用保証料の補助を受けるためには次のものをそろえ、信用保証料の支払いから 5 年以内に産業振興課で申請手続きをしてください。
①信用保証料支払証明書(借入先金融機関で発行) ②信用保証料補助金の振込先口座情報の控え、メモ等
※上記のほか、所在地、社名(屋号)、代表者名等のゴム印をお持ちいただくと便利です。
- (3) 信用保証料補助金の申請後、振込までは 1 か月半～2 か月程度かかります。

◆信用保証料補助金の返還について

東京信用保証協会を利用して融資を受けた場合、繰上償還等を行うと東京信用保証協会から信用保証料が返戻される場合があります。新宿区から信用保証料補助を受け、繰上償還等により信用保証料が返戻された場合、区の補助した割合に応じて信用保証料補助金を返還していただきます。返還金が発生した場合は産業振興課から返還方法等について連絡します。
返還が行われない場合、お支払いいただくまで、新宿区制度融資の利用はできません。また、別に制度融資の債務がある場合は、利子補給を中止します。

◆小規模企業特例資金(小口)を利用した場合の信用保証料補助について

小規模企業特例資金(小口)を利用した場合の信用保証料補助については、東京都が行います。信用保証料支払時点で補助額が差し引かれるため、信用保証料補助の申請は不要です。

利用の制限について

- (1) 各資金の利用限度額等について
①商工業資金、小規模企業資金及び小規模企業特例資金(小口)について、既存借入れ残高がある場合は、各資金の貸付限度額と残高の差引金額が申込み可能額となります。
②地場産業振興資金、店舗改装資金、商店街空き店舗活用支援資金(不動産賃貸業者向け)、技術・事業革新資金、魅力ある商店街づくり資金の追加融資については、各資金の借入額の半額以上を返済していることが必要となります。
③創業資金、商店街空き店舗活用支援資金(創業者向け)は、いずれか一方を 1 回のみの利用となります。
- (2) 小規模企業資金及び小規模企業特例資金(小口)については、以下①～⑥の中小企業信用保険法で定める小規模企業者の方のみご利用いただけます。
①常時使用する従業員の数が 20 人(卸売業・小売業・サービス業は 5 人)以下の小規模企業者
②東京信用保証協会の保証対象事業を営む事業協同小組合、またはその組合員の 3 分の 2 以上が東京信用保証協会の保証対象事業を営む事業協同小組合
③組合員の数が 20 人以下の企業組合
④常時使用する従業員の数が 20 人以下の協業組合
⑤常時使用する従業員の数が 20 人以下の医療法人等(個人事業主として医業を行っている場合は、従業員数が 5 人以下の事業所に限ります)
⑥その他、政令で定める事業を営む者
- (3) 融資あっせん後、実行についての可否報告が区にされていない場合、新たな融資の紹介はできません。

3

お申込みに必要な書類

※状況に応じて、下記以外についても書類の提出を求める場合があります。

※必要書類に不備があると再面談になる場合があります。

法 人		
	チェック ☑	提出書類 備 考
1	☐	制度融資紹介申込書 本パンフレットの最終ページ ※新宿区 HPからもダウンロード可
2	☐	法人事業税の納税証明書 都税事務所が発行 ※発行日より 3 か月以内のもの ※法人税確定申告書の申告年度と対応したもの ※非課税の場合でも必要
3	☐	代表者の住民税の納税証明書 ※証明年度については 12 ページ Q & A の A 3「住民税の納税証明年度表」を参照 住所地の区役所等で発行 課税証明書不可 滞納がないことの証明書不可 ※非課税の場合は非課税証明書が必要 ※複数代表・連帯債務の場合は各人分必要 ※税額等が記載されており、納付期日までの納付が確認できるものが必要 ※納税証明書のみで完納の確認がとれない場合は、領収書等が必要になることがあります。 ※発行日より 3 か月以内のもの
4	☐	履歴事項全部証明書 (法人の登記簿謄本) 法務局出張所で発行 現在事項全部証明書では不可 ※発行日より 3 か月以内のもの
5	☐	法人税確定申告書 (別表すべて) と決算書 (勘定科目内訳書を含む) の全ページのコピー 1 部 ※電子申告をしている方は「法人税のメール詳細 (又は受信通知)」をあわせて添付 ※書面申告をしている方は、税務署へ確定申告提出時に配布されるリーフレット (申告書等を収受した日付等が印字されたもの) をあわせて添付 ※直近の 1 期分で可
6	☐	試算表のコピー 1 部 (貸借対照表及び損益計算書) 決算後、6 か月を超えた場合はその後の試算表が必要 (決算の翌月から申込月の前月または前々月までの累計がわかるもの)
7	☐	見積書のコピー ※資金使途に設備資金を含む場合のみ、有効期間内の見積書が必要 ※宛名が法人名でないものは不可 ※請求書、契約書でも可 ※有効期間の記載がない場合、発行日から 1 か月間とする ※支払済のものは融資対象外

※既存債務の借り換えが複数の金融機関にわたる場合は、借換同意書・借換依頼書が必要になります。
※ NPO 法人の場合は、産業振興課にお問い合わせください。

※以下の資金については上記書類のほか別途必要書類がありますのでご注意ください。

●債務一本化資金 別途必要書類

法 人		
	チェック ☑	提出書類 備 考
8	☐	借換依頼書 (原本及びコピー各 1 通) (東京信用保証協会所定の用紙) 他行の分も含め一本化 (借換) する場合のみ
9	☐	借換同意書 (原本及びコピー各 1 通) (東京信用保証協会所定の用紙)
10	☐	借換する融資の返済予定 (明細) 表のコピー 一本化する対象債務すべての元金の返済実績が確認できるもの

個 人		
	チェック ☑	提出書類 備 考
1	☐	制度融資紹介申込書 本パンフレットの最終ページ ※新宿区 HPからもダウンロード可
2	☐	個人事業税の納税証明書 都税事務所が発行 ※発行日より 3 か月以内のもの ※非課税の場合は不要
3	☐	代表者の住民税の納税証明書 ※証明年度については 12 ページ Q & A の A 3「住民税の納税証明年度表」を参照 住所地の区役所等で発行 課税証明書不可 滞納がないことの証明書不可 ※非課税の場合は非課税証明書が必要 ※共同名義・連帯債務の場合は各人分必要 ※税額等が記載されており、納付期日までの納付が確認できるものが必要 ※納税証明書のみで完納の確認がとれない場合は、領収書等が必要になることがあります。 ※発行日より 3 か月以内のもの
4	☐	住民票 ※新宿区外 (東京都内に限る) に営業の本拠があり、新宿区内に 1 年以上お住まいの方のみ必要 ※個人番号の記載があるものは不可 ※発行日より 3 か月以内のもの ※住所が 1 年以上区内にあることがわかるもの ※共同名義・連帯債務の場合は各人分必要
5	☐	所得税確定申告書の全ページのコピー 1 部 青色申告決算書、収支内訳等付属書類のあるもの ※電子申告をしている方は、「所得税のメール詳細 (又は受信通知)」をあわせて添付 ※書面申告をしている方は、税務署へ確定申告提出時に配布されるリーフレット (申告書等を収受した日付等が印字されたもの) をあわせて添付 ※直近の 1 期分で可 ※共同名義・連帯債務の場合は各人分必要
6	☐	見積書のコピー ※資金使途に設備資金を含む場合のみ、有効期間内の見積書が必要 ※宛名が個人事業主の氏名でないものは不可 ※請求書、契約書でも可 ※有効期間の記載がない場合、発行日から 1 か月間とする ※支払済のものは融資対象外

個 人		
	チェック ☑	提出書類 備 考
7	☐	借換依頼書 (原本及びコピー各 1 通) (東京信用保証協会所定の用紙) 他行の分も含め一本化 (借換) する場合のみ
8	☐	借換同意書 (原本及びコピー各 1 通) (東京信用保証協会所定の用紙)
9	☐	借換する融資の返済予定 (明細) 表のコピー 一本化する対象債務すべての元金の返済実績が確認できるもの

●ワーク・ライフ・バランス企業応援資金 別途必要書類

8	☐	「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業・推進宣言企業認定申請書」のコピー 2 部、または「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」のコピー 2 部 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画策定・変更届」のコピー 2 部 「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業・推進宣言企業認定申請書」の場合は、新宿区 (男女共同参画課) の受付が確認できるもの 厚生労働省 (東京労働局雇用環境・均等部) の受付が確認できるもの (計画期間が満了しているものを除く)
---	--------------------------	--

※「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業・推進宣言企業認定申請書」の様式は区役所 2 階 (子ども家庭課) で配布しています。
また、男女共同参画課のホームページからもダウンロードできます。

●地場産業振興資金、店舗改装資金 別途必要書類 ※兼業者のみ

8	☐	最近 12 か月の業種別に売上構成比のわかる資料 (試算表等) 兼業の場合のみ
---	--------------------------	--

※「最近」の起算は面談日の属する月の前月または前々月からとします。

●情報技術活用促進資金 別途必要書類

8	☐	情報技術活用促進計画書 産業振興課にて配布
---	--------------------------	--------------------------

●環境保全資金 別途必要書類

※対象者(1) (P.4 参照) として申請する場合

8	☐	再生可能エネルギー電力等への切り替えが確認できるもの 電気需給契約書の写し等
---	--------------------------	---

※対象者(2) (P.4 参照) として申請する場合

8	☐	Jクレジット取引が確認できるもの Jクレジット登録簿システムの画面の写し等
---	--------------------------	--

●経営応援資金 別途必要書類

8	☐	経営応援資金融資申請書 産業振興課にて配布 ※新宿区 HP からダウンロード可
9	☐	売上高で比較する場合 次のうちのいずれか 1 点 ①試算表 (月別売上が判断可能なもの) ②総勘定元帳の売上欄の原本またはコピー ③法人概況説明書 ④得意先別の明細のある月別売上資料 (書類は返却します) 直近 3 か月間または 6 か月間の月別資料及び前年同月分が必要 (例: 4 月面談の場合→1 ～ 3 月、または 12 ～ 2 月を“直近 3 か月間”とする)
	☐	比較する場合 試算表 (月別営業利益が判断可能なもの) (書類は返却します) 直近 3 か月間または 6 か月間の月別資料及び前年同月分が必要 (例: 4 月面談の場合→1 ～ 3 月、または 12 ～ 2 月を“直近 3 か月間”とする)

●商店会共同事業資金、魅力ある商店街づくり資金、中小企業団体事業資金

別途必要書類として、専用の紹介申込書 (本パンフレット添付のものとは異なります) など、新宿区所定の書類が必要になります。(産業振興課で配布しています)
書類の詳細については産業振興課にお問い合わせください。

7	☐	「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業・推進宣言企業認定申請書」のコピー 2 部、または「ワーク・ライフ・バランス推進企業認定証」のコピー 2 部 「次世代育成支援対策推進法」に基づく「一般事業主行動計画策定・変更届」のコピー 2 部 「新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業・推進宣言企業認定申請書」の場合は、新宿区 (男女共同参画課) の受付が確認できるもの 厚生労働省 (東京労働局雇用環境・均等部) の受付が確認できるもの (計画期間が満了しているものを除く)
---	--------------------------	--

7	☐	最近 12 か月の業種別に売上構成比のわかる資料 (試算表等) 兼業の場合のみ
---	--------------------------	--

7	☐	情報技術活用促進計画書 産業振興課にて配布
---	--------------------------	--------------------------

7	☐	再生可能エネルギー電力等への切り替えが確認できるもの 電気需給契約書の写し等
---	--------------------------	---

7	☐	Jクレジット取引が確認できるもの Jクレジット登録簿システムの画面の写し等
---	--------------------------	--

7	☐	経営応援資金融資申請書 産業振興課にて配布 ※新宿区 HP からダウンロード可
8	☐	売上高で比較する場合 次のうちのいずれか 1 点 ①試算表 (月別売上が判断可能なもの) ②売上帳等の原本またはコピー ③売上伝票及び売上集計伝票 ④現金出納帳等のその他月別売上が判断できる資料 (書類は返却します) 直近 3 か月間または 6 か月間の月別資料及び前年同月分が必要 (例: 4 月面談の場合→1 ～ 3 月、または 12 ～ 2 月を“直近 3 か月間”とする)
	☐	比較する場合 次のうちのいずれか 1 点 ①試算表 (月別営業利益が判断可能なもの) ②月別売上、仕入、営業経費の分かる帳簿等 (書類は返却します) 直近 3 か月間または 6 か月間の月別資料及び前年同月分が必要 (例: 4 月面談の場合→1 ～ 3 月、または 12 ～ 2 月を“直近 3 か月間”とする)

4

制度融資取扱金融機関一覧

(下記の金融機関よりお選びください、なお所在地及び電話番号は令和7年4月1日時点のものです。)

■ 銀行

金融機関名	支店名	所 在 地	電話番号
みずほ銀行	飯 田 橋	下宮比町 2-1	03-3269-5211
	池 袋	豊島区東池袋 1-18-1	03-3983-7221
	市 ケ 谷	千代田区五番町 2-23	03-3234-2721
	江 戸 川 橋	文京区関口 1-21-10	03-3269-2211
	麹 町	千代田区麹町 3-2	03-3265-8181
	新 宿	新宿 3-25-1	03-3354-0111
	新 宿 新 都 心	西新宿 1-25-1	03-3345-1221
	新 宿 中 央	新宿 3-4-1	03-3356-4111
	新 宿 西 口	西新宿 1-25-1 (新宿新都心支店内)	03-3342-2211
	新 宿 南 口	西新宿 1-25-1 (新宿新都心支店内)	03-3344-6111
	渋谷 中 央	渋谷区宇田川町 23-3	03-3462-0311
	高 田 馬 場	高田馬場 3-3-6	03-3362-6211
	中 井	中落合 1-16-2	03-3951-9141
	四 谷	四谷 3-3-1	03-3351-6151
三井住友銀行	早 稲 田	馬場下町 11-1	03-3204-0211
	飯 田 橋	揚場町 1-18	03-3267-4011
	麹 町	千代田区麹町 6-6-2	03-3230-0701
	新 宿	新宿 3-24-1 3階・4階	03-3356-5201
	新 宿 通	新宿 3-24-1 3階・4階	03-3356-4344
	新 宿 西 口	西新宿 1-7-1	03-3343-0412
三菱 UFJ 銀行	高 田 馬 場	高田馬場 1-27-7	03-3208-5630
	飯 田 橋	神楽坂 3-7	03-3268-4131
	江 戸 川 橋	神楽坂 3-7	03-3260-8111
	大 久 保	西新宿 1-6-1	03-3342-4140
	神 楽 坂	神楽坂 3-7	03-3260-8251
	新 宿	新宿 3-30-18	03-3341-9181
	新宿新都心	西新宿 1-6-1	03-3342-3251
	新 宿 中 央	西新宿 1-6-1	03-3342-6511
	新 宿 通	新宿 3-30-18	03-3352-4111
	新 宿 西	西新宿 1-6-1	03-3346-1233
	高 田 馬 場	高田馬場 3-2-3	03-3360-0331
	高田馬場駅前	高田馬場 3-2-3	03-3360-0399
	西 新 宿	西新宿 1-6-1	03-3346-2731
	四 谷	四谷 1-6-1	03-3353-0171
りそな銀行	四谷三丁目	四谷 1-6-1	03-3357-1511
	神 楽 坂	神楽坂 6-70	03-3269-0161
	新 宿	新宿 3-2-1	03-3356-3231
	新都心営業部	西新宿 6-12-1	03-5323-3351
きらやか銀行	早 稲 田	西早稲田 1-16-4	03-3203-0131
群馬銀行	東 京	西新宿 7-21-3 6階	03-3365-1131
静岡銀行	四 谷	中央区日本橋 2-3-21 群馬ビル 2F	03-3271-2022
千葉銀行	新 宿	西新宿 6-3-1 9階	03-6279-0591
北陸銀行	新 宿	西新宿 2-4-1	03-3344-1661
	新 宿	西新宿 7-20-3	03-5389-7111
	渋谷	渋谷区渋谷 3-10-13	03-3486-5250
東邦銀行	白 山	文京区西片 1-17-8-8 階	03-3816-5751
	新 宿	西新宿 7-4-3	03-3365-0461
東日本銀行	青 山	渋谷区桜丘町 9-8 1階	03-3461-6116
	新 宿	新宿 1-8-5 8階	03-3351-6101
	高 田 馬 場	新宿 1-8-5 8階	03-3351-6101
きらばし銀行	新宿本店営業部	新宿 5-9-2	03-3352-2250
	東 新 宿	新宿 5-9-2 (新宿本店営業部内)	03-3341-4691
	西 大 久 保	新宿 5-9-2 (新宿本店営業部内)	03-3353-8790
	新 宿	西新宿 1-24-1	03-5323-0851
	代 々 木	渋谷区初台 1-52-1	03-3378-2211
山梨中央銀行	新 宿	西新宿 1-24-1 2階	03-3342-2231
阿波銀行	代 々 木	渋谷区千駄ヶ谷 5-23-5	03-5315-0664

■ 信用金庫

金融機関名	支店名	所 在 地	電話番号
興産信用金庫	飯 田 橋	千代田区飯田橋 1-7-10	03-3264-4031
	市 ケ 谷	千代田区五番町 5	03-3234-3211
	新 宿	若松町 25-22 1階	03-3204-1330
西京信用金庫	雑 司 が 谷	豊島区目白 2-16-19	03-3982-5031
	西 新 宿	西新宿 5-4-7	03-3374-4300
	東 中 野	中野区東中野 3-8-9	03-3369-6151
	本店営業部	新宿 4-3-20	03-3356-7111
	原 宿	渋谷区神宮前 2-32-3-2 階	03-6438-9731
さわやか信用金庫 ※新宿支店で融資を希望する場合の申込・問合せは四谷支店になります。	牛 込	神楽坂 6-38	03-3260-0241
	新 宿 西	渋谷区本町 3-43-3	03-3376-9111
	新 宿	戸山 2-33-109	03-3204-1271
城南信用金庫	四 谷	四谷 3-5	03-3351-4186
	九 段	千代田区神田神保町 3-1	03-3265-0631
	青 山	港区北青山 2-12-14	03-3401-2131
城北信用金庫	落 合	西落合 3-1-5	03-3954-1151
	北 新 宿	北新宿 1-8-18	03-3371-1271
昭和信用金庫	新 宿	西新宿 1-3-7	03-3342-3821
巣鴨信用金庫	水 道	新小川町 7-10	03-5579-8435
	早 稲 田	西早稲田 3-13-5	03-3203-5111
	飯 田 橋	新小川町 1-8	03-3269-5711
西武信用金庫	北 新 宿	中野区東中野 5-3-5	03-3368-0171
	新 江 古 田	西落合 4-25-8	03-5988-5651
	千 駄 ケ 谷	渋谷区千駄ヶ谷 5-18-18	03-3341-4101
	高 田 馬 場	中野区東中野 5-3-5	03-3368-0171
	日 テ レ 通 り	港区西新橋 2-14-1 (虎ノ門支店内)	03-3580-2677
	東 中 野	中野区東中野 5-3-5	03-3368-0171
	本 町 通	中野区本町 2-46-2-2 階南	03-3362-1231
	本 店	中野区中野 2-29-10	03-3384-6111
	薬 師 駅 前	中野区上高田 3-18	03-3386-2181
	幡 ケ 谷	渋谷区本町 6-36-5	03-3376-3321
東京信用金庫	江 戸 川 橋	山吹町 269-3	03-3268-6161
	椎 名 町	豊島区南長崎 3-2-14	03-3953-4611
	新 宿	歌舞伎町 1-1-15	03-3200-0151
	高 田 馬 場	高田馬場 3-2-1	03-3363-0711
	中 井 駅 前	上落合 2-22-23	03-3361-4185
	中 野 坂 上	中野区中央 2-2-2	03-3363-6121
	東 長 崎	豊島区南長崎 5-28-4	03-3952-3151
	新 宿	新宿 2-18-3	03-3356-6711
東京三協信用金庫	西 落 合	西落合 2-10-1	03-5996-2711
	本 店	高田馬場 2-17-3	03-3200-7121
	早 稲 田	西早稲田 1-9-18	03-3204-2211
東京シティ信用金庫	牛 込 柳 町	市谷柳町 25	03-3260-5171
	江 戸 川 橋	山吹町 347	03-3235-2971
	神 楽 坂	岩戸町 2	03-3267-1311
	高 田 馬 場	高田馬場 3-24-1	03-3363-7721
東京東信用金庫	四 谷	四谷 1-19-2	03-3359-8631
芝信用金庫	法人営業センター	港区新橋 6-23-1	03-3432-3336
	沼 袋	中野区沼袋 4-31-9	03-3389-2411

■ 信用組合

全東栄信用組合	渋谷 本 町	渋谷区本町 4-18-1	03-3372-5411
	東 長 崎	豊島区南長崎 5-10-14	03-3951-9111
第一勧業信用組合	神 楽 坂	神楽坂 5-6	03-3269-3111
	本店営業部	四谷 2-13	03-3359-3781
	目 白	下落合 3-12-18	03-3953-4411
	千 駄 ケ 谷	渋谷区千駄ヶ谷 4-22-2	03-3497-9371
大東京信用組合	新 宿	新宿 5-1-1	03-3356-2151
東京厚生信用組合	本 店	西新宿 6-2-18	03-3342-2411
中ノ郷信用組合	江 戸 川 橋	山吹町 366-1	03-3269-7621
文化産業信用組合	本 店	千代田区神田神保町 1-101 1 階	03-3292-2711
あすか信用組合	本店営業部	歌舞伎町 2-32-9	03-3208-5101

■ 株式会社商工組合中央金庫法に基づく特殊会社

商工組合中央金庫	新 宿	西新宿 6-11-3 3 階	03-3340-1551
----------	-----	----------------	--------------

※中小企業団体事業資金は、商工組合中央金庫での取り扱いとなります。

5

新宿区制度融資に関する Q&A

Q1 店舗、工場、または倉庫が新宿区内にありますが、本店登記は新宿区外にあります。または、本店登記は新宿区内にあり、新宿区で事業税を納めていますが、実際の営業の本拠は新宿区外にあります。申込みの対象になりますか？

A1 どちらも対象外となります。
制度融資の利用要件は、法人の場合、区内に本店登記があり、区内で同一事業を引き続き 1 年以上行っている企業に限ります。営業の本拠地が新宿区外にある場合は申込みできません。
※ただし、個人事業主は、区内に 1 年以上お住まいで、東京都内に営業の本拠地がある場合、申込みの対象となります。

Q2 本店登記も実際の営業本拠も新宿区内ですが、所在地が異なります。この場合は申込みの対象になりますか？
A2 対象外となります。
本店登記と本店が同一所在地でなければ、新宿区内であっても申込みの対象になりません。

Q3 住民税の納税証明書は、何年度のものを用意すればよいですか？
A3 下記、住民税の納税証明年度表をご覧ください。

なお、住民税の納税証明書は、代表者（事業主）のお住まいの区役所等が発行します。

【普通徴収の方】												
申込月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
証明年度	令和 6 年度				令和 7 年度							
納付確認期間	第 4 期まで				第 1 期まで		第 2 期まで		第 3 期まで		第4期まで	

【特別徴収の方】												
申込月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
証明年度	令和 6 年度				令和 7 年度							
納付確認期間	最新の納期まで				最新の納期まで							

※住民税は当該年度の前年の所得から算出されます。 例：令和7年度分は令和6年1月～12月の所得から算出

Q4 確定申告の書面申告をしました。提出時に希望者へ配布されるリーフレットをもらっていないのですが、別の書類で代用できますか。

A4 代用できます。
納税証明書により申告事実を確認します。税務署で発行される「納税証明書その2」（所得金額の証明）をご提出ください。

Q5 新宿区制度融資を申込み場合、東京信用保証協会の利用は必須ですか？
A5 一部を除き、必須ではありません。

東京信用保証協会を含め、新宿区制度融資利用時の保証・担保は金融機関との協議によって決めています。保証や担保を付けずに融資を受けていただくことも可能です。（小規模企業特例資金（小口）は東京信用保証協会の利用が必須）

Q6 信用保証料補助を受けるためには、手続きが必要ですか？
A6 融資実行後、産業振興課の窓口での手続きが必要です。
詳細については P.8 「信用保証料補助について」をご確認ください。

Q7 個人で 1 年以上同一事業を行った後、法人成りしました。法人成りからは 1 年未満ですが、制度融資を申し込むことはできますか？

A7 個人の債務を法人が引き継ぎ、かつ事業の継続性を確認できれば制度融資を申し込むことができます。
9 ページ～ 10 ページに記載の書類のほか、債務引受書や開廃業届の写し等の提出を求めることがあります。法人から個人成りした場合も同様です。

Q8 東京都の制度融資を利用していますが、新宿区の債務一本化資金は利用できますか？
A8 利用できません。

債務一本化資金により一本化できるのは新宿区の制度融資のみとなっています。この他にも対象となるための条件が決められています。詳しくは 2 ページの融資の対象者をご覧ください。

記入例

新宿区制度融資紹介申込書											
区受付欄				申込年月日		R7 年 4 月 1 日					
登録番号		紹介番号		資金種別		企業形態					
フリガナ		カ) ビズコウムテン				区内開業 年 月		H26 年 12 月			
事業所名		(株) ビズ工務店				法人は、常勤役員数		3 人			
フリガナ		シンジユク ハナコ		生年月日		S34年 7月 2日					
代表者名		新宿 花子		従業員		7 人		5 人			
事業所住所		〒160-0023 新宿区 西新宿6-8-2 ビル名、部屋番号も記入してください → B I Z新宿4階				法 資本金		1,000 万円			
代表者住所		〒160-0021 新宿区歌舞伎町1-4-1				法 決算月		9 月			
業 種		建設業		代表者の個人資産(任意)		土地(所在地・面積) 新宿区歌舞伎町 1-4-1 200㎡ 建物(所在地・面積) なし 預貯金(金額) 1,000万円					
主な事業内容		建設業		主な仕入先		(株) 美図					
主な販売先		一般客		最近12か月の売上高※1		左記最近12か月の売上高と合計が一致していること					
年・月		売上高		年・月		売上高		年・月		売上高	
R7・3		13,000 千円		R6・11		19,867 千円		R6・7		17,623 千円	
R7・2		12,345 千円		R6・10		15,987 千円		R6・6		9,735 千円	
R7・1		15,650 千円		R6・9		11,511 千円		R6・5		10,500 千円	
R6・12		11,357 千円		R6・8		12,689 千円		R6・4		11,230 千円	
※1 申込月の前月または前々月からさかのぼって12か月の売上高を記入してください。				左記12か月売上高合計		161,494 千円		前年同期売上高合計		228,960 千円	
借入先		借入元金残高		毎月元金返済額		保証協会・担保		借入希望金額 (①+②+③)		20,000 千円	
戸塚信用金庫		15,000 千円		350 千円		保証人 土地		運転資金(①)		10,000 千円	
柏木信用金庫		969 千円		100 千円		保証協会		設備資金(②)		千円	
筆筒町銀行		10,010 千円		200 千円		保証人		内訳金額及び具体的な理由 建設資材の仕入れ資金 9,000千円 外注費 1,000千円 既存債務返済(③)(区の担当者が記入します) ・10,000千円 紹介番号(5△△○○○○)		千円	
借入元金残高合計		25,979 千円		担保は「土地」「保証協会」などと記入してください。		借入希望期間		10 年 0 か月 (据置 24 か月含む)		据置期間"0"なら"0"と記入	
毎月元金返済額合計		650 千円		借入元金残高・毎月元金返済額合計は申込日時点の額を記入してください。		借入希望金融機関		筆筒町 銀行 信用金庫 本店 信用組合 西新宿 支店 商工組合中央金庫			
紹介		相談員名									

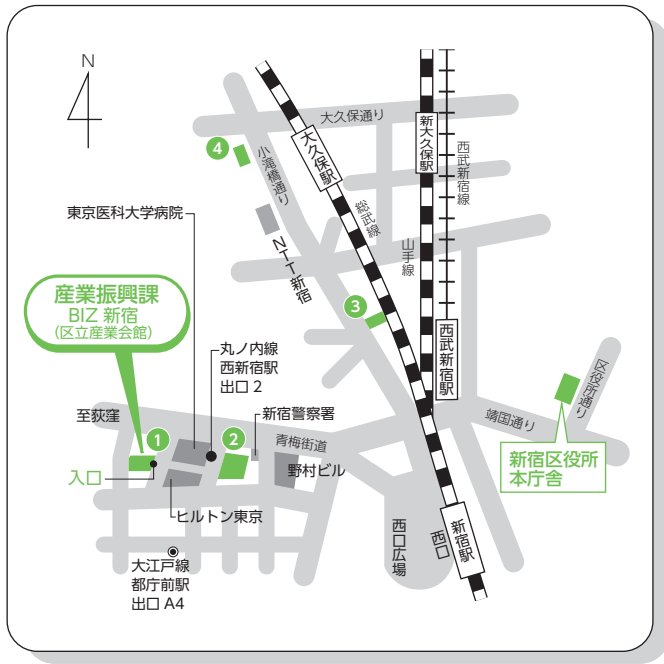
記入上の注意

- 申込年月日時点の内容をご記入ください。
- 赤の太線部分について記入誤りがあった場合は、正しい内容で再度作成ください。

新宿区制度融資紹介申込書

区受付欄				申込年月日		年 月 日	
登録番号		紹介番号		資金種別		企業形態	
フリガナ						区内開業 年 月	
事業所名						法人は、常勤役員数	
フリガナ		生年月日		年 月 日		個人は、家族従業員数	
代表者名		年 月 日		従業員		人	
事業所住所		〒 - 電話 -				法 資本金	
代表者住所		〒 - 電話 -				法 決算月	
業 種		主な事業内容		主な仕入先		主な販売先	
最近12か月の売上高※1		年・月		売上高		年・月	
年・月		売上高		年・月		売上高	
年・月		売上高		年・月		売上高	
年・月		売上高		年・月		売上高	
※1 申込月の前月または前々月からさかのぼって12か月の売上高を記入してください。				左記12か月売上高合計		千円	
				前年同期売上高合計		千円	
借入先		借入元金残高		毎月元金返済額		保証協会・担保	
借入希望金額		千円		運転資金		設備資金	
内訳金額及び具体的な理由		建設資材の仕入れ資金		9,000千円		外注費	
既存債務返済		千円		千円		千円	
借入希望期間		10 年 0 か月 (据置 24 か月含む)		借入希望金融機関		筆筒町 銀行 信用金庫 本店 信用組合 西新宿 支店 商工組合中央金庫	
紹介		相談員名					
注意		1.借入希望金額、借入希望期間、借入希望金融機関について記入誤りがあった場合は原則、正しい内容で再度作成ください。(修正液等は不可) 2.太線の枠内は記入しないでください。					

産業振興課及び関係機関案内図



1 新宿区文化観光産業部産業振興課

西新宿 6-8-2 BIZ 新宿 (区立産業会館) 4 階
TEL 03-3344-0702 FAX 03-3344-0221
受付時間: 8時30分~17時 (土日・祝日・年末年始を除く)

面談場所はここです

2

東京信用保証協会 新宿支店

西新宿 6-3-1 新宿アイランド・ウィングビル 3 階
TEL 03-3344-2251

3

新宿都税事務所

西新宿 7-5-8 TEL 03-3369-7151

4

東京法務局 新宿出張所

北新宿 1-8-22 TEL 03-3363-7385

パンフレット配布場所のご案内

配 布 場 所	所 在 地	電話番号
産 業 振 興 課	西新宿 6-8-2	03-3344-0702
区政情報センター	歌舞伎町 1-4-1 (本庁舎 1 階)	03-5273-4182
文 化 観 光 課	歌舞伎町 1-5-1 (第 1 分庁舎 6 階)	03-5273-4069
四 谷 特 別 出 張 所	内藤町 87	03-3354-6171
笹 塚 特 別 出 張 所	笹塚町 15	03-3260-1911
榎 町 特 別 出 張 所	早稲田町 85	03-3202-2461
若 松 町 特 別 出 張 所	若松町 12-6	03-3202-1361

配 布 場 所	所 在 地	電話番号
大久保特別出張所	大久保 2-12-7	03-3209-8651
戸 塚 特 別 出 張 所	高田馬場 2-18-1	03-3209-8551
落合第一特別出張所	下落合 4-6-7	03-3951-9196
落合第二特別出張所	中落合 4-17-13	03-3951-9177
柏 木 特 別 出 張 所	北新宿 2-3-7	03-3363-3641
角 筈 特 別 出 張 所	西新宿 4-33-7	03-3377-4381

新宿区制度融資以外の事業者向け相談窓口のご案内 ※詳しい内容は各機関にお問い合わせください。

相 談 窓 口	所 在 地	電話番号	主な相談 (業務) 内容
東京都産業労働局金融部金融課	西新宿 2-8-1 第一本庁舎 19 階北側	03-5320-4877	東京都制度融資に関するお問い合わせ
日本政策金融公庫 新宿支店	国民生活事業 西新宿 1-14-9 2 階	融資の申請について	中小企業に対する事業資金の融資に関する相談
		融資に関する一般的な質問	
	中小企業事業 同上 7 階	03-3343-1261	
(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課	千代田区神田佐久間町 1-9 4 階	03-3251-7881	中小企業者が抱える様々な悩みを一か所で、総合的にお答えする相談窓口
東京商工会議所新宿支部	西新宿 6-8-2 BIZ 新宿 4 階	03-3345-3290	窓口経営相談 (経営、法律、税務等)、マル経融資に関する相談

新宿区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定制度については、下記にお問い合わせください。

問い合わせ先	所 在 地	電 話 番 号
新宿区 子ども家庭部 男女共同参画課	荒木町 16 区立男女共同参画推進センター (ウィズ新宿)	03-3341-0801